

北海道吹奏楽コンクール審査内規

- 第 1 条 この内規は北海道吹奏楽コンクール実施規定第 21 条、第 22 条に基づき、審査及び判定について定めたものである。
- 第 2 条 審査員の数は原則として 7 名とする。
- 第 3 条 審査は課題曲、自由曲をそれぞれ「技術」「表現」の 2 項目を各 10 段階で評価する。
- 第 4 条 審査係は審査員の評価に基づき、部門毎に金・銀・銅の各賞を判定する。
- 1) 金・銀・銅の各賞の判定は次のとおりとする。
総合得点（課題曲を演奏する部門は 280 点満点、それ以外は 140 点満点）をもとに、比率 3 : 4 : 3 の相対評価を原則とし、同点が出た場合は切り上げる。
 - 2) 北海道代表団体の決定
 - ① 代表団体（代表数分）に○印を付け、○印が審査員の過半数に達したものを原則として代表とする。
 - ② ○印が過半数に達したものが代表団体数を超えた場合は、過半数を得た代表の中から高得点順に代表とする。得点が同数の場合は、審査員の決選投票で代表を決定する。
 - ③ ○印が審査員の過半数に達しない場合は、高得点順に代表とし、得点が同数の場合は、審査員の決選投票で代表を決定する。
- 第 5 条 第 4 条の結果に基づき、理事長が賞、代表を決定する。
- 第 6 条 審査評は出演団体に渡し、審査集計一覧表は各地区理事長に送付する。
- 第 7 条 判定に問題が生じた場合は、審査員の意見を参考にし、理事長が決定する。

平成 15 年 4 月 29 日一部改定
平成 17 年 4 月 29 日一部改定
平成 19 年 4 月 29 日一部改定
平成 25 年 4 月 20 日一部改定
令和 5 年 4 月 22 日一部改定